

計議第333号議案

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
公園の変更(京都市決定)
(2・2・117号 松賀茂公園)

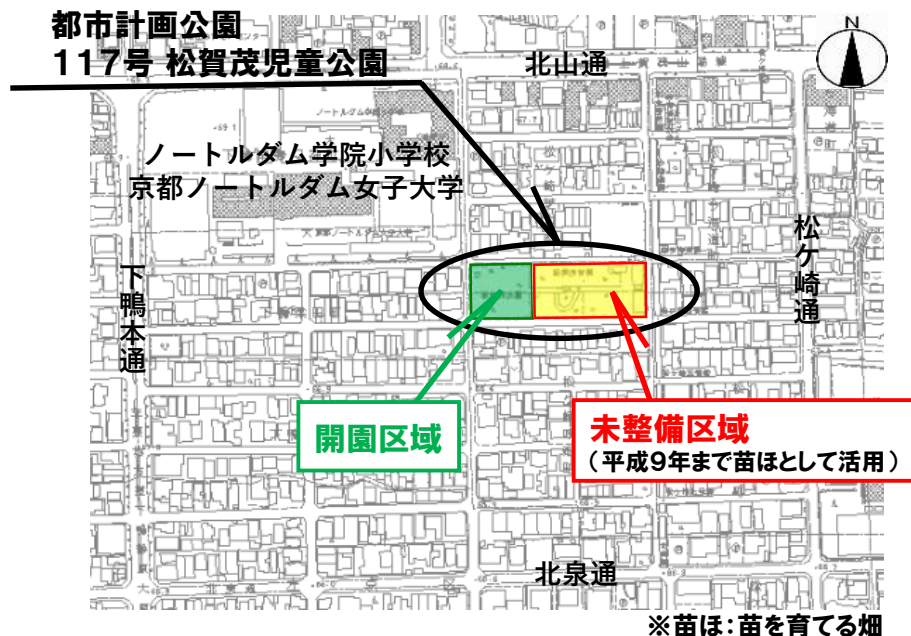
計議第334号議案

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
公園の変更(京都市決定)
(3・3・150号 深草西浦南公園)

令和5年3月
京都市

松賀茂児童公園の概要

【都市計画決定の概要と整備状況】



名 称	117号 松賀茂児童公園
位 置	京都市左京区松ヶ崎芝本町 京都市左京区松ヶ崎呼返町
面 積	約0.538ha (うち、約0.199haが開園区域 約0.339haが未整備区域)

昭和31年に都市計画決定され、昭和36年にその一部を開園していますが、残る計画区域については本市が土地を所有しているものの、長期にわたり未整備の状況が続いています。

【現地の状況】

<開園区域>



<未整備区域>



【都市計画決定の概要と整備状況】

3・3・150号 深草西浦南公園



竹田西浦線

名神高速道路

竹田街道

藤森
中学校

開園区域

名称

位置

京都市伏見区深草五反田町
京都市伏見区竹田中川原町

面積

約1.6ha
(うち、約1.547haが開園区域
約0.04haが未整備区域)

昭和41年に都市計画決定し、同年にその大部分を開園していますが、残る計画区域については本市が土地を所有しているものの、長期にわたり未整備の状況が続いています。

<開園区域>



長期未整備の都市計画公園の全体見直しの経過

【見直しの背景】

都市計画運用指針では、「長期にわたり事業に着手されていない都市施設は、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき都市の将来像を踏まえ、理由を明確にした上で変更することが望ましい。」とされています。

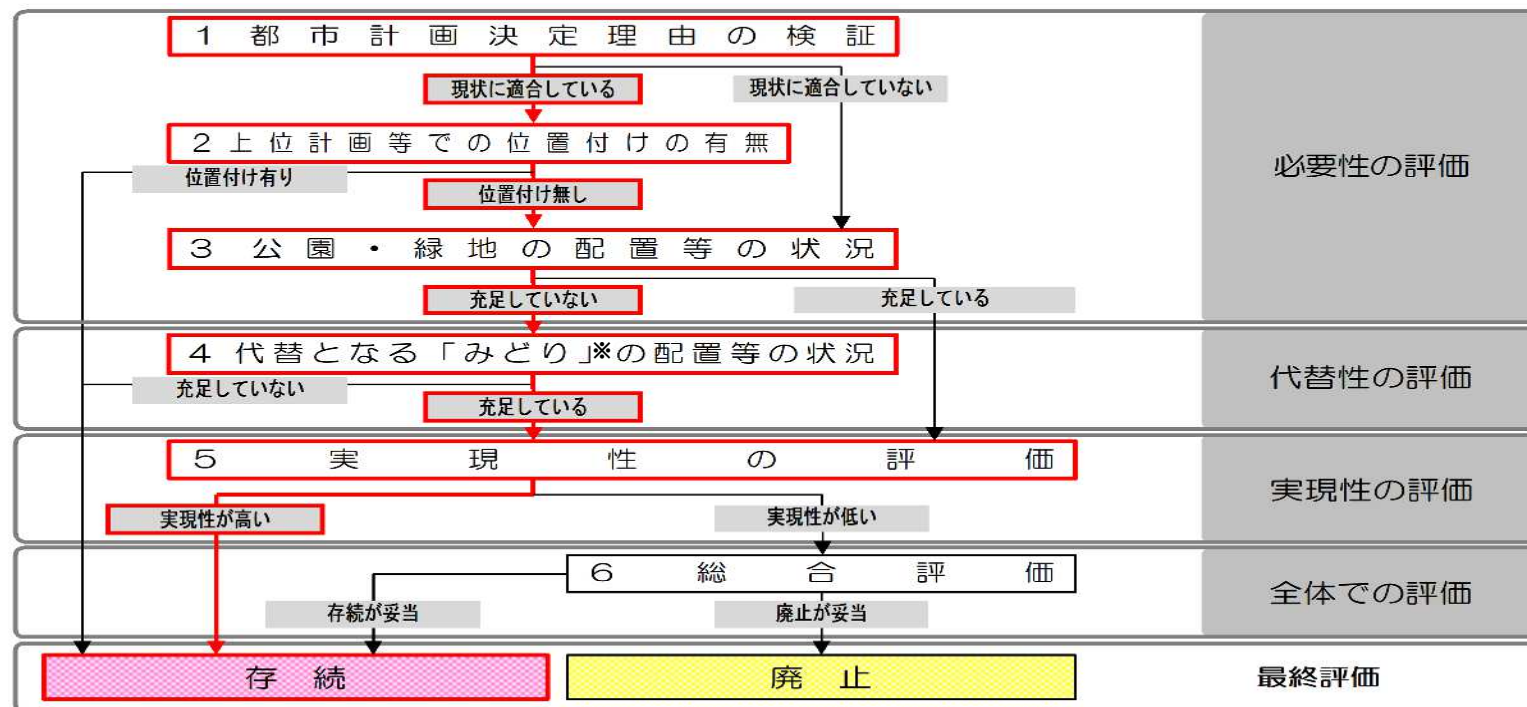
本市では・・・

- ・平成24年5月に学識委員や市民代表から構成する「**京都市都市計画施設等見直し検討委員会**」を設置し、長期未整備の都市計画公園の全体見直しに着手
- ・計 7 回の「見直し検討委員会」を開催し、見直しのガイドラインとなる「**見直し指針**」や「**都市計画の見直し(案)**」を策定

全体見直し当時の対象施設の評価

平成24年度に策定された「都市計画の見直し指針」では、「**必要性**」・「**代替性**」・「**実現性**」の順に評価することとなっており、当時、「松賀茂児童公園」と「深草西浦南公園」の未整備区域については、以下のフロー図のとおり都市計画を「**存続**」として評価しました。

<「松賀茂児童公園」と「深草西浦南公園」の当時の評価>



※代替となる「みどり」：社寺、河川、地域制緑地、学校等、緑被地と一体となったもの
(実質的なオープンスペースや緑を、公園の代替機能があるものとして位置付け)

今回の「松賀茂児童公園」及び「深草西浦南公園」の都市計画変更は、当時の都市計画見直しで「存続」とした評価について、本市の公園整備の方針や令和3年8月に策定された京都市行財政改革計画を踏まえ、「**都市計画の見直し指針**」に基づいて再検証するものです。

松賀茂児童公園の「必要性及び代替性の評価」の再検証

【周辺の状況】



＜必要性の評価＞

- ・都市計画決定理由は現状に適合しており、上位計画等に位置付けはない。
- ・誘致圏域内の住民一人当たりの公園面積の目標値を下回っており、公園の配置状況は充足していない。

＜代替性の評価＞

誘致圏域内に、開園済みの公園に加えて、ノートルダム学院小学校と京都ノートルダム女子大学があり、公園機能を代替する「みどり」が充足している。



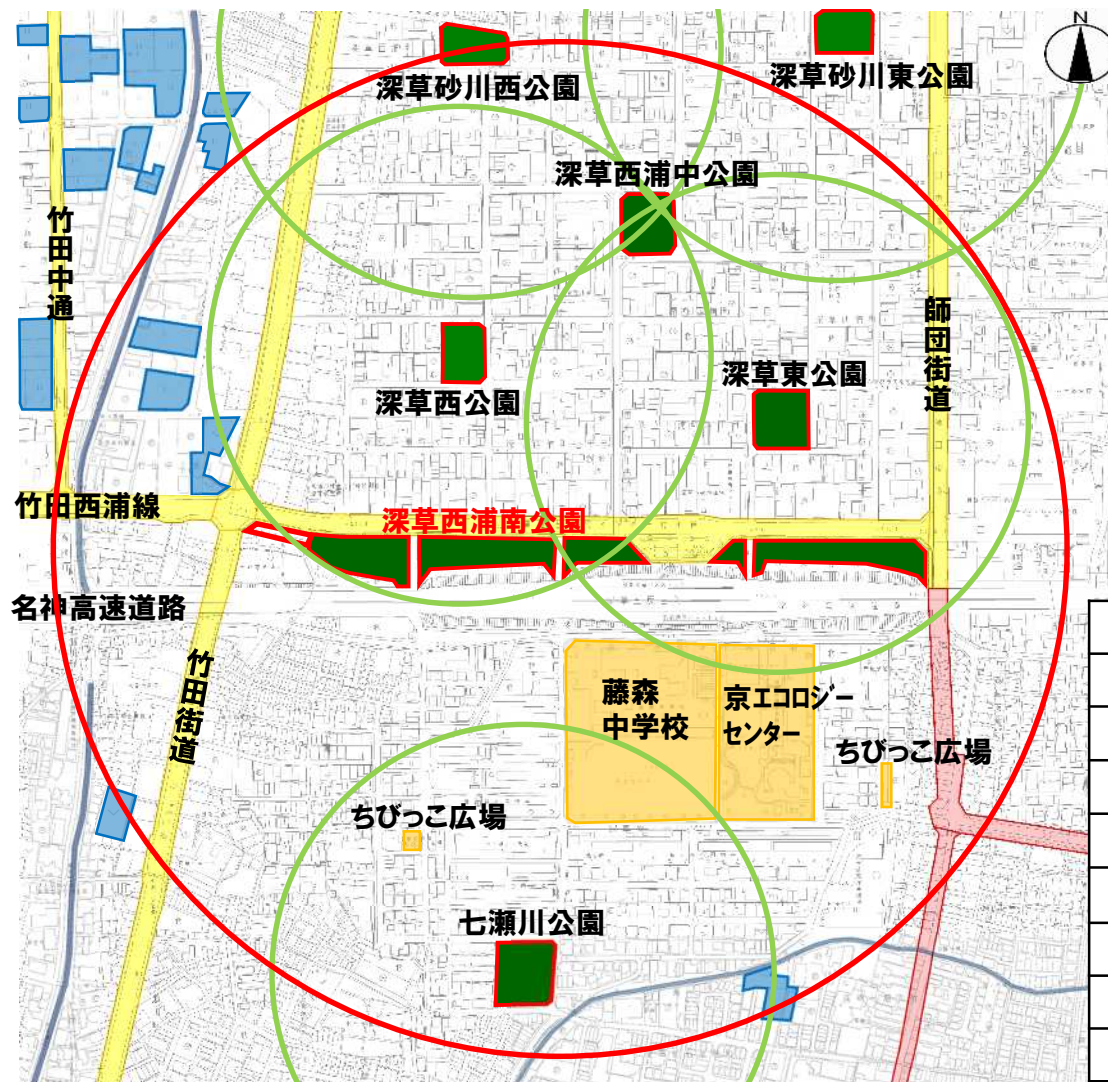
平成25年度の見直しと同様の評価

【凡例】

都市計画公園（開園区域）	
都市計画公園（未整備区域）	
松賀茂児童公園の誘致圏（半径250m）	
周辺の公園の誘致圏（半径250m）	
都市計画道路（完成）	
河川（水辺・緑）	
生産緑地	
その他空地	

深草西浦南公園の「必要性及び代替性の評価」の再検証

【周辺の状況】



＜必要性の評価＞

- ・都市計画決定理由は現状に適合しており、上位計画等に位置付けはない。
- ・誘致圏域内の一人当たりの公園面積の目標値を下回っており、公園の配置状況は充足していない。

＜代替性の評価＞

誘致圏域内に、開園済みの公園に加えて、藤森中学校や京エコロジーセンター、ちびっこ広場があり、公園機能を代替する「みどり」が充足している。



平成25年度の見直しと同様の評価

【凡例】

都市計画公園（開園区域）	
都市計画公園（未整備区域）	
深草西浦南公園の誘致圏（半径500m）	
周辺の公園の誘致圏（半径250m）	
都市計画道路（完成）	
都市計画道路（未着手）	
河川（水辺・緑）	
生産緑地	
その他空地	

「実現性の評価」の再検証

【本市の公園整備の方針】

開園済みの公園の多くで施設の老朽化が進行

（開園から50年以上経過しているにもかかわらず、再整備できていない公園が**約180箇所**もあり、今後さらにそのような公園が増加する見込みです。）

公園に対するニーズの多様化

（自然災害の頻発や少子高齢化に伴う公園利用世代の変化等により、防災機能の強化や健康増進、地域コミュニティの活性化等、**公園に対するニーズが多様化**しています。）



開園済みの公園の**「再整備」**や**「老朽化した施設の修繕」**を重点的に推進



公園の新規整備は長期にわたり困難

「実現性の評価」の再検証

【京都市行財政改革計画に基づく方針】

「都市の持続」や「都市の経営」の根幹となる財政構造の抜本的な改革を着実に実行するため、令和3年8月に策定した「京都市行財政改革計画」では、「保有資産の有効活用」や「戦略的な活用の推進」が掲げられています。

<行財政改革計画(抜粋)>

行財政改革3 公共施設のマネジメントと資産の戦略的な活用

2 資産の積極的かつ戦略的な活用

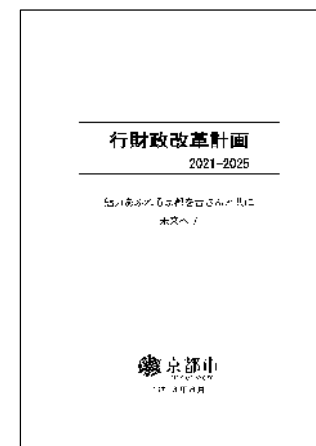
(1) 保有資産の有効活用

① 未利用地・低利用地の有効活用(売却・貸付)

売却や貸付等、**民間による活用**を早期に図ります。

(2) 戦略的な活用の推進

定住の促進などにつながる住宅の誘致や、産業用地の創出・企業誘致など、
「全ての世代が暮らしやすい魅力や活力あるまちづくり」に資する観点に立ち、
推進します。



「松賀茂児童公園」及び「深草西浦南公園」とともに、本市が所有しているものの有効に活用されていない未整備の計画区域を公園以外の土地利用に早期に転換

「実現性の評価」の再検証

【本市の公園整備の方針】

⇒開園済みの公園の「**再整備**」や「**老朽化した施設の修繕**」を重点的に推進する必要があり、公園の**新規整備は長期にわたり困難**



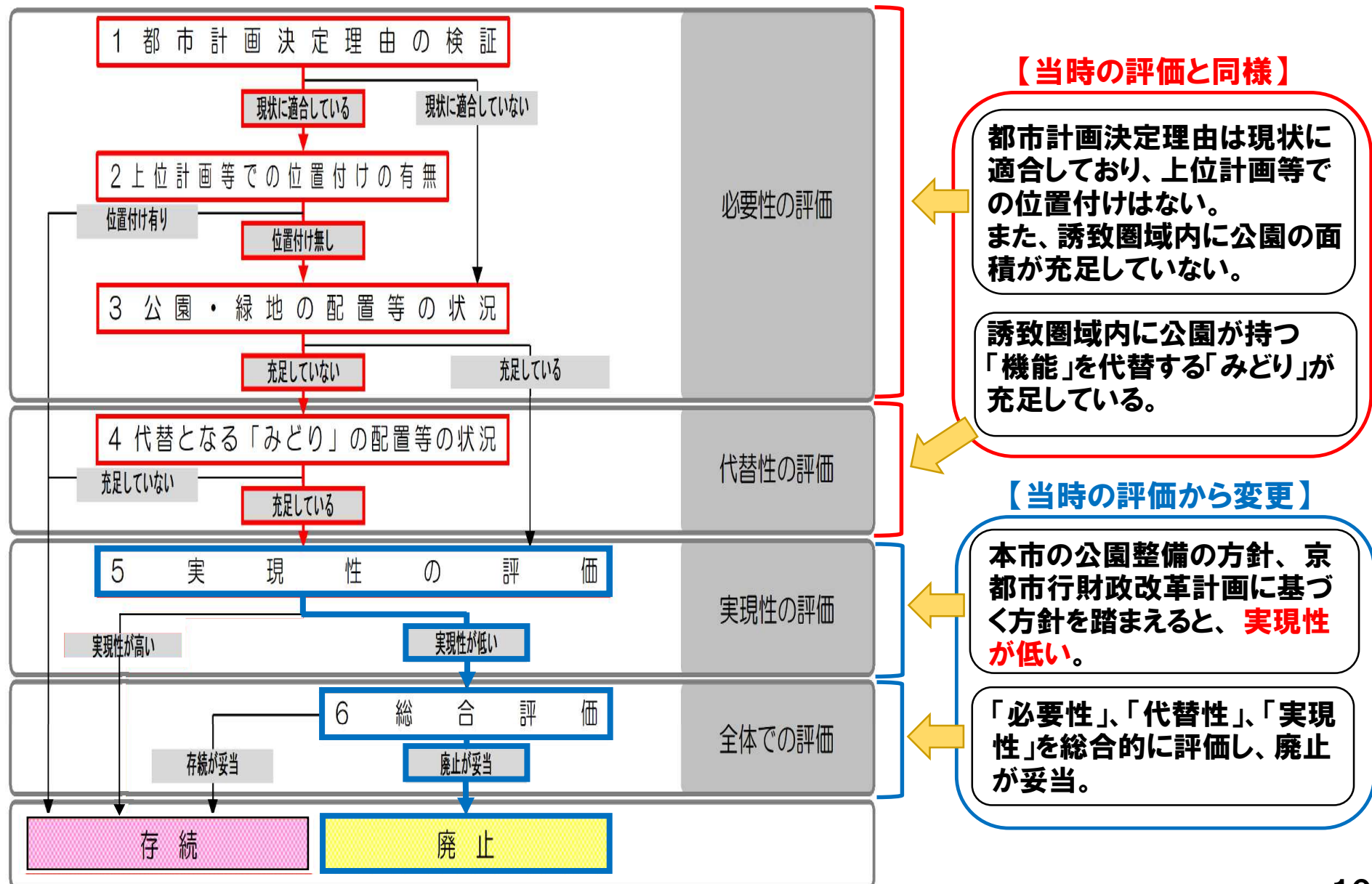
【京都市行財政改革計画に基づく方針】

⇒「**松賀茂児童公園**」及び「**深草西浦南公園**」ともに、本市が所有しているものの有効に活用されていない未整備の計画区域を**公園以外の土地利
用に早期に転換**



公園の新規整備の実現性が低い

現在の対象施設の評価

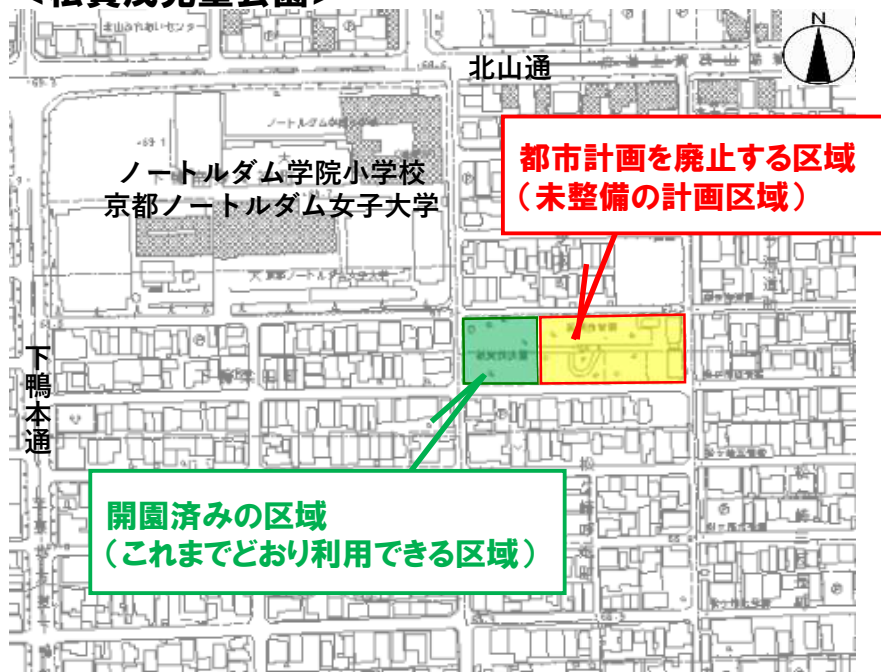


今回の都市計画変更の理由

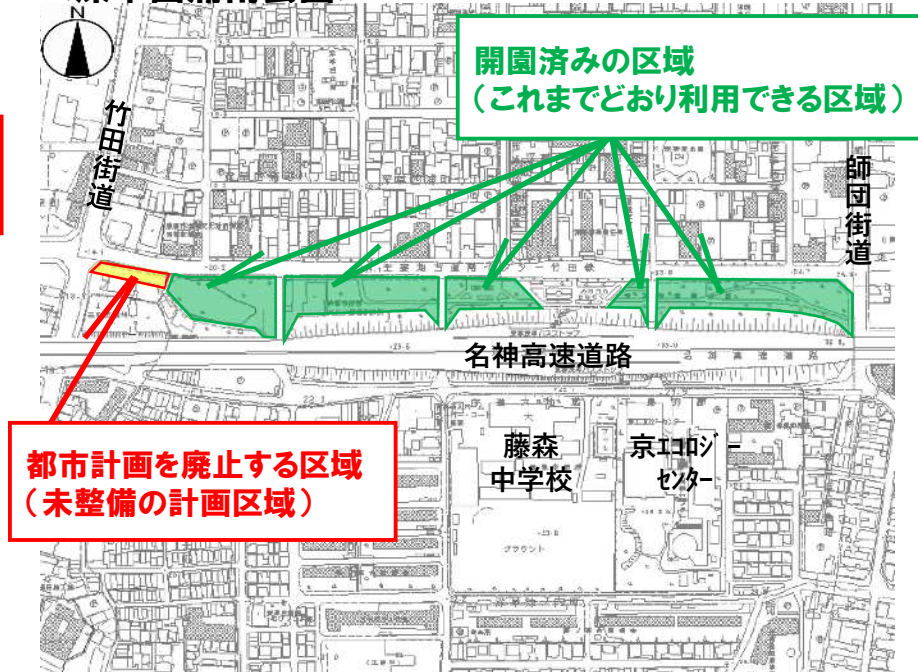
- (1) 周辺に公園機能を代替する「みどり」があり、**公園に求める機能が充足していること**
- (2) 本市の公園整備は「再整備」を重点的に進める方針であり、**長期に渡り公園の新規整備が困難であること**
- (3) 本市所有の未利用地については、「全ての世代が暮らしやすい魅力や活力あるまちづくり」に資する観点に立ち、長期間保有し続けるよりも**住宅の誘致や産業用地の創出・企業誘致などを戦略的に推進する方針**であること

以上の理由から、持続可能な都市の構築に資する公園以外の土地利用に早期に転換を図るため、**未整備の計画区域を廃止するものです。**

<松賀茂児童公園>



<深草西浦南公園>



今回の都市計画変更の内容

【新旧対照表】

<計議第333号議案 松賀茂公園>

(旧)

種別	名称		位置	面積
	番号	公園名		
-	1 1 7	松賀茂児童公園	京都市左京区松ヶ崎芝本町、 京都市左京区松ヶ崎呼返町	約0.538ha



(新)

種別	名称		位置	面積
	番号	公園名		
街区公園	2・2・1 1 7	松賀茂公園	京都市左京区松ヶ崎芝本町、 京都市左京区松ヶ崎呼返町	約0.20ha

都市計画運用指針に
基づき種別を追加し、
番号を変更

都市公園法施行令に
基づき公園名を変更

未整備区域
の廃止により
面積を変更

今回の都市計画変更の内容

【新旧対照表】

<計議第334号議案 深草西浦南公園>

(旧)

種別	名称		位置	面積
	番号	公園名		
近隣公園	3・3・150	深草西浦南公園	京都市伏見区深草五反田町、 京都市伏見区竹田中川原町	約1.6ha



(新)

種別	名称		位置	面積
	番号	公園名		
近隣公園	3・3・150	深草西浦南公園	京都市伏見区深草五反田町	約1.5ha

未整備区域の廃止により
位置を変更

未整備区域
の廃止により
面積を変更